セーフティネット対応資金

(ア) 融資条件等

令和7年4月1日現在

融資対象者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で次の要件の いずれかに該当するもの
	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号,第6号(大型倒産,突発的災
	事等)までのいずれかに該当する特定中小企業者
	(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号,第7号及び第8号(不況業種,金融機関
	合理化等)のいずれかに該当する特定中小企業者
	※ 国のセーフティネット保証制度に対応しています。
使途	運転資金・設備資金
融資限度額	5,000 万円
10000000000000000000000000000000000000	1年以内:年1.75%, 1年超3年以内:年1.95%, 3年超5年以内:年2.05%
利率	5年超7年以内:年2.25%,7年超10年以内:年2.35%
保証料率	融資対象者の欄 (1) 年 0.65%
	(2) 年 0.62%
	※ 鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者,パートナーシップ構築宣言の宣言事業 者又はかごしま「働き方改革」推進企業は 0.1%引き下げます。適用を受けるには,
	登録証の写し、宣言の写し又は認定証の写しが必要です。
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置 24月以内)
	設備資金 10 年以内(うち据置 36 月以内)
償 還 方 法	毎月均等分割
申 込 先	各商工会議所,各商工会(組合は,鹿児島県中小企業団体中央会)又は金融機関
取扱金融機関	鹿児島銀行,南日本銀行,鹿児島信用金庫,鹿児島相互信用金庫,奄美大島信用金庫, 鹿児島興業信用組合,鹿児島県医師信用組合,奄美信用組合,福岡銀行,肥後銀行, 宮崎銀行,西日本シティ銀行,熊本銀行,宮崎太陽銀行,商工組合中央金庫 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)
	◇中小企業制度資金融資申込書(県要綱第1号様式)
京 次 由 は)ヶ	◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書
	◇特定中小企業者認定書
融資申込に必要な書類	◇鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し
必女な音類	◇パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し
	◇かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し
	◇その他知事,保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

- 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。
- 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

(イ)融資の流れ

